

「令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託」に関する  
技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託

2) 業務目的

現在、東横堀川に架かる本町橋周辺においては、河川の遊歩道や水辺の活動拠点であるβ本町橋が整備されるとともに、地元や有識者、行政等からなる「東横堀川水辺プラットフォーム検討会」といった意見交換の場が設立されており、本町橋～葎屋橋間においては、新たな魅力空間づくりのための課題検証を行い、今後の水辺の利活用を推進するための社会実験「東横堀川リバーテラス」を実施するなど、より良い空間づくりと、それを維持するための公民連携による仕組みづくりが進められている。

また、東横堀川に架かる橋梁においては、歴史的価値の高い橋梁が多くあるものの、ごみの放置や不法占用などによる一部不適切な利用がなされるなど、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていない状況であることから、橋梁課においては、東横堀川リバーテラスと連携し、民間主体の利活用や維持管理のあり方など、新しい橋上空間の利活用モデルを構築すべく、水都大阪ブリッジテラス社会実験を実施している。

本業務では、万博開催を契機に高まったまちづくりの機運を継承し、東横堀川にかかる橋梁を対象に、令和8年5月に策定予定である水都大阪ブリッジテラス2030ビジョンの実現に向けた取り組みを進めるものである。

また、葎屋橋周辺での河川の耐震護岸工事や新たな水辺空間の創出における取組との整合をはかりつつ、葎屋橋の新設橋台の設置に向けた概略設計を行うものである。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書(案)を参照すること。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

①本業務の目的は、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などの利活用方針を決定し、持続的なマネジメント体制を検証することである。本町橋の現状や周辺を取りまく状況を踏まえた上で、官民連携(公民連携)した持続的な維持管理や利活用の仕組みづくりについて、課題や留意点を挙げてください。また、それらの課題や留意点を踏まえた上で本町橋での検討プロセスや社会実験での検証項目、社会実験の効果を最大化するような広報戦略について提案してください。

②葎屋橋周辺では耐震護岸工事にあわせて遊歩道整備を実施していくこととしている一方、葎屋橋の橋台は、過年度調査により石積み形式であることがわかっており、河川工事を実施する時期を考慮し、既設橋台の前面に新設橋台を設置する必要がある。そこで、河川の耐震護岸工事や、東横堀川及び葎屋橋周辺における新たな水辺空間の創出に関する取組との整合をはかりつつ、新設橋台の設置に向けた課題や留意点を挙げるとともに検討プロセスについて提案してください。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ~ 令和10年3月31日

6) 業務履行場所

市内一円

7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 電子データ 2部 (CD-R または DVD-R)
- ② 紙ベース 1部 (A4判パイプ式ファイル)

8) その他

本業務の特記仕様書(案)は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。(大阪市 HP→組織から探す→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件(令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託))

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

(単体企業に関する条件)

- ① 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務実施上の条件として、平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。

【規定業務】

- 1. 公共空間(道路、河川、公園等)における官民連携(公民連携)による利活用に関する検討業務
- 2. 橋長15m以上の道路橋の新設(架替含む)に関する予備または詳細設計業務

(共同企業体の構成員に関する条件)

- ① 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または構成員で建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500 建設コンサル

タント」に登録していること。

- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式一 6 の 1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式一 6 の 2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他の構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- ⑦ 業務実施上の条件として、共同企業体の代表者または構成員が、平成 27 年度以降の官公庁発注による、次に示す規定業務 1 かつ規定業務 2 について、元請として従事した業務実績を有していること。

#### 【規定業務】

1. 公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務
2. 橋長 15m 以上の道路橋の新設（架替含む）に関する予備または詳細設計業務

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### ① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当または R C C M 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

#### <管理技術者>

次のア～エのいずれかに該当すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。

#### <照査技術者>

次のア～エのいずれかに該当すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

エ. RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有し、登録を受けている者。

<担当技術者>

次のア～エのいずれかに該当する担当技術者を少なくとも1名以上配置すること。

ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設—鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

エ. RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

<管理技術者>

平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請の技術者として従事した実績を有していること。

共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

公共空間(道路、河川、公園等)における官民連携(公民連携)による利活用に関する検討業務

<照査技術者>

平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請の技術者として従事した実績を有していること。

共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

公共空間(道路、河川、公園等)における官民連携(公民連携)による利活用に関する検討業務

<担当技術者>

平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請の技術者として従事した実績を有していること。

共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または構成員に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

橋長15m以上の道路橋の新設(架替含む)に関する予備または詳細設計業務

③ 配置予定技術者の参加表明時点での手持ち業務量

参加表明書提出時点において、全ての手持ち業務(管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円

未滿かつ件数が 10 件未滿であること。

※なお、記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・一つの担当技術者の枠に対して、2 名以上の担当技術者を配置しようとする場合は、それらの 担当技術者について記載することは差し支えないが、評価点は記載された担当技術者のうち、最も低い者の評価点を採用する。
- ・共同企業体を結成している場合は、各構成員が配置する担当技術者の評価点の平均点を採用する。ただし、各構成員が実施する分担業務の割合は考慮しないものとし、平均点は単純計算により算出する。

#### 4. 参加表明

##### 1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和 8 年 4 月 6 日（月）17 時 30 分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

- ① 参加表明書（様式－1）
- ② 企業の業務実績書（様式－2）
- ③ 業務実施体制書（様式－3）
- ④ 配置予定技術者経歴書（様式－4）
- ⑤ 配置予定技術者実績書（様式－5）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－6 の 1）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－6 の 2）

##### 2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－1～6（A4 判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

##### 3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加表明書の提出者が過去に受託した 3. 1) に規定する業務の実績について 1 件以上記載する。</li><li>・記載する業務は、平成 27 年度以降に完了した官公庁発注の元請けによる業務とする。</li><li>・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。</li><li>・記載様式は様式－2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。</li></ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。</li><li>・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。</li><li>① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</li></ul>

	<p>② 各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置すること。</p> <p>③ 代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。</p> <p>④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は様式一3とする。</li> </ul> <p>※業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの軽微な業務を除く業務とする。（以下同様）</p>
<p>予定技術者の経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>・規定業務の実績を1件以上記載する。なお、記載する業務は、平成27年度以降に完了した官公庁発注の元請けによる業務とする。</li> <li>・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・記載様式は様式一4とする。</li> <li>・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。</li> </ul>
<p>予定技術者の過去10年間の規定業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について1件毎記載する。</li> <li>・記載する業務は、平成27年度以降に完了した官公庁発注の元請けによる業務とする。</li> <li>・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。</li> <li>・記載する様式は様式一5とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。</li> </ul>

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和8年4月6日（月）17時30分

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス : la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から～令和8年3月26日（木）17時30分（必着）

②質問に対する回答は、令和8年4月1日（水）より、本市建設局のホームページに掲載する。なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和8年4月中旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

①受付場所 4. 4) に同じ

②受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式7～10(A4版)とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

なお、提案書（様式7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロ	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記

一・工程表	<p>載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式－8とする（A4判片面1枚）。</li> </ul>
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。</li> <li>・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。</li> <li>・記載様式は様式－9とし、テーマ毎にA4判片面4枚以内に記載する。</li> <li>・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。</li> <li>・記載様式は様式－10とし、A4判片面1枚以内に記載する。</li> </ul>
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。</li> <li>・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。</li> </ul>

#### 4) 業務規模

業務規模の上限を 12,000 万円（消費税及び地方消費税込み）とする。

#### 5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### 6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

#### 7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

ただし、資料の撮影やコピー、スキャンその他あらゆる複製はできない（メモは可）。

##### ① 資料名：

（本業務関連資料）

- ・東横堀川の水辺の魅力空間づくり基本方針（2024年3月）
- ・東横堀川水辺空間デザイン指針（案）
- ・水都大阪ブリッジテラス未来デザイン（2026年1月）  
（過年度業務委託成果）
- ・水の回廊にかかる橋梁の修景等検討業務委託
- ・平成26年度 橋梁改良設計業務委託—2  
（既存業務委託成果）
- ・水都大阪ブリッジテラス2030ビジョン（案）
- ・水都大阪ブリッジテラス社会実験報告書（案）

② 閲覧場所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当） 電話06-6615-6664

③ 閲覧期間：技術提案者の決定通知を受領した日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

① 提出方法：技術提案書は、電子メールにより受付を行う。

② 提出先：eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jpで、件名は「プロポーザル方式についての技術提案書」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

③ 提出期限：令和8年5月13日（水）17時30分 必着

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式7～10を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。

② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話06-6615-6664

eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jpで、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和8年4月23日（木）17時30分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

② 質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

12) 技術提案書の特定について

① 提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未

満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。

- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和8年6月上旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、令和8年6月下旬頃に行うこととする。

### 13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記 ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記 ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - I. 受付場所：4. 4) の提出場所と同じ
  - II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

## 6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするるとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。

技術提案は、その提案内容が工業所有権等の排他的権利による制約がなく一般的に使用されているものである場合は、本市は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、工業所有権等とは、工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）及び著作権等の知的財産権とする。

- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きに

ついて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。

- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
  - a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
  - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式-11）を提出すること。
- 14) 契約締結後、技術提案書に記載した内容については、原則履行しなくてはならない。ただし、監督職員から別途指示がある場合は除く。

## 資格審査基準

(令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明書の 経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または構成員で建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員が下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績（※）を有していること。 【規定業務】 1.公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務 2.橋長15m以上の道路橋の新設（架替含む）に関する予備または詳細設計業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の 経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設-都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。） エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務について、元請として従事した業務実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績（※）に限る。 【規定業務】 公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する	

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	<p>技術者の資格、その専門分野の内容</p> <p>次のア～エのいずれかに該当すること。  ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）  エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式－４を審査する
		専門技術力	<p>過去１０年間の規定業務の実績内容</p> <p>平成27年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務について、元請として従事した業務実績を有していること。  共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績（※）に限る。  【規定業務】  公共空間（道路、河川、公園等）における官民連携（公民連携）による利活用に関する検討業務</p>	様式－５を審査する
	担当技術者	資格要件	<p>技術者の資格、その専門分野の内容</p> <p>次のア～エのいずれかに該当する担当技術者を少なくとも１名以上配置すること。  ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。  ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）  エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式－４を審査する
		専門技術力	<p>過去１０年間の規定業務の実績内容</p> <p>平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務」について、元請の技術者として従事した実績を有していること。  共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または構成員に所属する技術者としての実績（※）に限る。  【規定業務】  橋長１５m以上の道路橋の新設（架替含む）に関する予備または詳細設計業務</p>	様式－５を審査する
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の内容が主たる部分の場合。</li> <li>・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。</li> <li>・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</li> </ul> <p>※業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの軽微な業務を除く業務とする。</p>	様式－３を審査する

(※) 過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る

技術提案書評価基準

(令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託)

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑱の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点

B の場合は、配点×3/5点

A'の場合は、配点×4/5点

B'の場合は、配点×2/5点

C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	本業務の目的は、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などの利活用方針を決定し、持続的なマネジメント体制を検証することである。 本町橋の現状や周辺を取りまく状況を踏まえた上で、官民連携(公民連携)した持続的な維持管理や利活用の仕組みづくりについて、課題や留意点を挙げてください。また、それらの課題や留意点を踏まえた上で本町橋での検討プロセスや社会実験での検証項目、社会実験の効果を最大化するような広報戦略について提案してください。
特定 テーマ2	内容	葭屋橋周辺では耐震護岸工事にあわせて遊歩道整備を実施していくこととしている一方、葭屋橋の橋台は、過年度調査により石積み形式であることがわかっており、河川工事を実施する時期を考慮し、既設橋台の前面に新設橋台を設置する必要がある。 そこで、河川の耐震護岸工事や、東横堀川及び葭屋橋周辺における新たな水辺空間の創出に関する取組との整合をはかりつつ、新設橋台の設置に向けた課題や留意点を挙げるとともに検討プロセスについて提案してください。

〈評価シート及び評価例〉

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考		
			項目 別	複数 時 配分	項目 別 配分			項目 別 配分	複数 時 配分	項目 別			
配置 予定 技術者 の 経験 及 び 能力	管理 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績内容	20	10	5	A	5×5/5	5.0	10.0	18.0	①		
		専任性(他の業務との兼任状況)			5	A	5×5/5				5.0	②	
	照査 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	5	B	5×3/5	3.0	3.0		③		
		担当 技術者		過去 10 年間の規定業務の実績	5	5	A	5×5/5	5.0		5.0	④	
他 の 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロー ・ 工 程 表 ・ そ の 他	業務 の 理解 度	目的、条件、内容の理解	20	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	18.0	⑤		
		業務実施手順(フロー・工程表)			5	B	5×3/5				3.0	⑥	
	その他	業務量の把握、人員配置の妥当性		5	A	5×5/5	5.0	5.0	⑦				
		重要事項の指摘		5	A	5×5/5	5.0	5.0	⑧				
特定 テーマ 1 対 する 技 術 提 案	特定 テーマ 1	的確性	60	35	5	A	5×5/5	5.0	27.0	46.0	⑨		
					キーワードの網羅	5	B				5×3/5	3.0	⑩
		実現性			説明力があるか	10	A	10×5/5			10.0	⑪	
					独創性	15	B	15×3/5			9.0	⑫	
	特定 テーマ 2 対 する 技 術 提 案	的確性		課題や留意点の把握が十分か	25	10	5	A	5×5/5		5.0	19.0	⑬
							キーワードの網羅	5	B				5×3/5
		実現性		説明力があるか			5	A	5×5/5		5.0		⑮
				独創性			10	B	10×3/5		6.0		⑯
合計(100点満点)				100.0			82.0						

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	備考	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として従事した	照査技術者として従事した	担当技術者として従事した	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 3 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として従事した	照査技術者として従事した	担当技術者として従事した	—	—	③
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として従事した	照査技術者として従事した	担当技術者として従事した			④

### (3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容が十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解度が不十分である	⑤	
	業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑧
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題や留意点とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題や留意点が表示されていない	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑩
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑫
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題や留意点とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題や留意点が表示されていない	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑭
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑯

参加表明に必要な提出書類一覧

	書類名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績書（様式－2）	○	
3	業務実施体制書（様式－3）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－4）	○	
5	予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績書（様式－5）	○	
6-1	設計業務特別共同企業体結成届（様式－6の1）		
6-2	設計業務特別共同企業体協定書（様式－6の2）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書類名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－7）	○	
2	業務実施計画書（様式－8）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－9）	○	
4	その他（様式－10）		
5	見積書	○	